

下水道受益者負担金

事業の整備には皆さんの協力で負担

受益者負担金

●受益者負担金とは？

道路や公園のような公共施設は、利用者が不特定多数ですので、その建設費は市税や国の補助金などでまかなわれています。しかし下水道施設は整備地区の住民しか利用できません。また、下水道の整備によりその地区は、次のような利益を受けることになります。

- ①土地の利用価値が増す。②生活環境が良くなる。
- ③川や海がきれいになる。など

このように、利益を受ける「受益者」の皆さんに、建設費の一部を負担していただき、下水道の整備促進を図ろうとするものです。その土地の受益者負担金は **1 回限りの賦課** になります。

●受益者とは？

下水道が整備された地区内の、土地所有者が受益者となります。但しその土地に地上権、賃貸借による権利がある場合は、土地の所有者に代わり権利者が受益者となります。



●受益者の申告

土地所有者に申請書を送付し、受益者の申告をしていただきます。この申告は、土地の権利関係を確認するために必要なもので、申告をされなかった場合、土地台帳等の調査で認定することになります。

※受益者負担金の徴収猶予や減免に該当する場合は、その申請も合わせて行います。

●受益者の変更

受益者負担金の納期期間中に、土地の売り買いや権利関係の変更によって、受益者（納付義務者）が変わった場合には、速やかに「受益者変更届」を提出してください。提出後は、新しい受益者の方に負担金を納めていただくことになります。※土地の所有が変更になっても、この「受益者変更届」の提出がない限り前所有者が納付義務を負いますのでご注意ください。

受益者負担金の目安と納付方法

●受益者負担金の額

負担金は、土地（受益地）の面積に応じて算定されます。基準額は **1 m²あたり 400 円（坪あたり約 1,320 円）** です。（総額の 10 円未満切捨）

算定例	
200 m ² （約 60 坪）の土地を所有している場合	200 m ² × 400 円 = 80,000 円 （負担金総額）

●受益者負担金の納付方法

納付の方法は受益者のご都合に合わせて

- ①分割納付（年 4 回 × 5 年の合計 20 回納付）
- ②年一括納付（年 1 回 × 5 年の合計 5 回納付）
- ③一括納付（1 回納付）の 3 種類があります。

申請書に基づき、3 種類の納付書のいずれかを 7 月中旬までに送付いたしますので、市内の金融機関で納期限までに納めてください。

●納期限

負担金を 5 年分割で 1 年分を 4 期に分けて、合計 20 回で納めていただきます。なお、納期限は毎年次の通りです。

第 1 期 / 7 月末日	第 2 期 / 9 月末日	第 3 期 / 11 月末日	第 4 期 / 1 月末日
---------------	---------------	----------------	---------------

●一括納付報奨金

負担金は、5 年間に分割して納めていただきますが、5 年分を 1 度に又は 1 年分（4 期分）を単位として、**各年度の第 1 期に一括して**納めていただきますと、下表により一括納付報奨金が交付されます。

一括納付した納期数	交付率
4 期	4%
8 期	8%
12 期	12%
16 期	16%
20 期	20%

受益者負担金の減免・徴収猶予

●受益者負担金の減免があります

その土地の用途により、負担金の全部又は一部を減免することができます。詳しいことは、申告の際にお尋ねください。

●土地の用途	国又は地方公共団体（県・市）が所有し、又は使用している土地
	・一般庁舎 ・病院
	・公立学校などに係る用地
	法律で規定する施設等に係る土地
	・保育所 ・老人ホーム ・墓地 ・寺
●土地の用途	・私立学校などに係る用地
	消防施設、町内会公民館に係る土地
	・防火水槽 ・消防車庫
●土地の用途	・町内会公民館などに係る用地
	その他の土地
	・不特定多数の人が利用する私道
●土地の用途	・生活扶助を受けているものが所有又は使用する土地

●受益者負担金の徴収猶予

土地及び受益者の状況により、負担金を納めることが困難であると認められるときは、その程度により、一定期間負担金の徴収を猶予することができます。

詳しいことは、申告の際にお尋ねください。

●土地の状況	裁判で争っている土地 田、畑、山林などの土地
●受益者の状況	火災、風災害、盗難などの災害にあった場合 病気又は事故により、長期療養を必要とする場合